平成２５年（フ）第２１４８号
横浜市鶴見区梶山２丁目37番15号　三ツ池荘201号室
債務者　山田　留美
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１４９号
横浜市鶴見区梶山２丁目37番15号　三ツ池荘201号室
債務者　山田　絵美
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７２号
長崎県佐世保市川下町77番地１　ナルミハイツ201号、旧住所長崎県松浦市今福町仏坂免937番地
債務者　鈴木　正義
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
長崎県佐世保市川下町77番地１　ナルミハイツ201号
債務者　鈴木　美保
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
長崎県佐世保市今福町233番地１　ウイング御船Ⅱ705号
債務者　本山　　猛
1　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１０４９号
東京都江戸川区北小岩６丁目18―15―203
債務者　金　　圭文
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７４号
東京都世田谷区上祖師谷２丁目29―11―101
債務者　今泉　　新
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９号
愛知県豊橋市岩崎町字長尾51番地の８
債務者　大石　英幸
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第４９号
長崎県島原市天神元町乙535番地第２
債務者　本田亜紀子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後１時10分
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１９７１号
埼玉県さいたま市南区白幡４丁目５番１号
破産者　株式会社第一商工印刷
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９７２号
埼玉県さいたま市桜区田島３丁目25―６
破産者　荒巻　　透
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８１９号
東京都足立区栗原２丁目１―10―305
破産者　山口　秀夫
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３７８号
東京都小金井市前原町２丁目20―16
破産者　江本　浩彦
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４６６号
東京都渋谷区千駄ケ谷２丁目２番１号
破産者　株式会社スプラージュ
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４６４号
埼玉県坂戸市溝端町１―３―214、住民票上の住所埼玉県比企郡嵐山町大字平澤34―10
破産者　小山　俊介
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６２１号
千葉県鎌ケ谷市南初富４丁目10―16
破産者　返田　　泉
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７１３号
東京都板橋区四葉１丁目28番２号
破産者　西村興産株式会社
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部